

整骨・接骨院で治療を受けられる方へ

健康保険を使えるのは?

- ◆医師や整骨・接骨院の柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(肉離れ含む)と診断され、施術を受けたとき(骨折、脱臼は応急手当以外は事前に医師の同意が必要)。
- ◆骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- 主な負傷例
日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき。



健康保険が使えないのは?

- ◆単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術。
- ◆病院や診療所などで同じ負傷等の治療中のもの

治療を受けるときの注意

- ◆負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)を正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上に起きた負傷については健康保険等は使えません。
- ◆施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。



窓口で自己負担分を支払う場合

- ◆治療時には、施術所の窓口で自己負担分を支払い、柔道整復師が患者さんに代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という制度が認められています。柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人の欄への署名(原則自筆)をするときは、傷病名・日数・金額をよく確認してください。
- ◆領収証を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。

治療内容について国保よりお尋ねすることがあります

整骨・接骨院にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、国保年金課から問い合わせがありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

医療を上手に受けましょう

私たちの負担を大きくしないためにも、医療費の使い方を、1人ひとり考え、より有効に大切に使いましょう!!



医療費負担を
軽くするために

ジェネリック医薬品を利用してみましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許の期限が切れた新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で製造された医薬品で、同等の効果・効能を有すると認められた医薬品の事です。新薬よりも安価であるため、ジェネリック医薬品を利用することで医療費の負担が軽くなります。

ジェネリック医薬品をご希望の方は、医療機関等を受診された際、担当医師、薬剤師にその旨ご相談されるか、もしくは「ジェネリック医薬品希望カード」をご提示ください。(なお、必ずしも患者さんの一存で新薬からジェネリック医薬品に変更できるわけではありません。)

※「ジェネリック医薬品希望カード」は、市役所の国保年金課(本庁舎1階9番窓口、2階3番窓口)、各支所、明野出張所に置いてありますので、ご自由にお取りください。